

令和5年度
第2回兵庫県都市計画審議会

令和6年3月22日（金）
兵庫県民会館11階 パルテホール

開 会 午後 14 時 00 分

○議長 議案審議に入ります。次第に基づき、本日付議されている 4 つの案件について、審議を進めます。第 1 号議案、「東播都市計画区域区分の変更」についての審議に入ります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 第 1 号議案「東播都市計画区域区分の変更」について説明します。

まず、最初に都市計画法第 7 条に規定する区域区分制度について、簡単に御説明します。「区域区分」とは、都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要があるときに、「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する、いわゆる「線引き」のことを言います。「市街化区域」とは、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。一方、「市街化調整区域」とは市街化を抑制すべき区域となり、建築及び開発行為は原則禁止されており、それを担保する手段として都市計画法において「開発許可制度」が規定されています。

次に兵庫県の区域区分の状況を御説明します。県では、指定する 20 の都市計画区域のうち、区域区分を定めているのは、東から、阪神間、神戸、東播、中播、西播と 5 つの都市計画区域になります。ピンク色が「市街化区域」、緑色が「市街化調整区域」を示しています。

次に、「区域区分」の変更の 3 つの種類について説明します。1 つ目は「編入」と呼び、「市街化調整区域」において、既に市街地が形成され、又は、計画的な市街地の整備が行われることが確実である区域を、「市街化調整区域」から「市街化区域」へ変更するものです。今回諮問させていただくのはこの「編入」になります。2 つ目は「逆線」と呼び、「市街化区域」から「市街化調整区域」に変更するものです。3 つ目は「境界調整」と呼び、地形地物の位置等が変更された箇所をその境界の調整として変更するものです。

次に今回、区域区分の変更を行う箇所について御説明します。図面で示しているのは東播都市計画区域図となり、記載の 8 市 2 町で構成しています。黄色で着色している部分が「市街化区域」で、白地の部分が「市街化調整区域」となります。今回区域区分を変更する位置は、青色の丸で示している「明石市」の「江井島地区」となり、この地区を市街化調整区域から市街化区域へ「編入」する変更を行います。

では今回の編入する区域について御説明します。山陽電鉄の江井ヶ島駅北側の赤くハッチングがかかった区域が、今回市街化区域に編入する区域となります。編入区域の東側及び北側の市街化調整区域においては、ため池や圃場整備された農地が広がっています。

明石市の総括図になります。着色部分が市街化区域となり、編入区域は赤色の部分で、JR 神

戸線の久保駅から南西約1.8kmの位置にあります。また、山陽電鉄江井ヶ島駅の北側の区域で、市街化区域に隣接しています。

次に今回編入します明石市江井島地区の概要です。市街化区域へ編入する面積は約6.8ha、現在の土地利用の状況は、住宅用地・工業系施設用地となっています。土地利用の方針については、東播都市計画区域マスタープランや明石市都市計画マスタープランにも位置づけられていますとおり、土地区画整理事業を活用した住宅地等、主に住居系の土地利用とする方針です。変更の理由ですが、明石市は鉄道駅周辺の既成市街地において良好な住環境づくりを進めるため、土地区画整理事業の推進を位置づけており、このたび、江井島地区において土地区画整理事業に関する地権者の合意形成が図られ、土地区画整理組合による事業実施が具体化したことで計画的なまちづくりが確実に進められるため、土地区画整理事業予定区域と既に住宅、工場等が立地している一体の区域を市街化区域に編入するもので、都市計画法の規定に基づき、明石市から申し出があったものです。

土地利用現況図及び土地区画整理事業施行区域図になります。黄色が住宅、青が工場・倉庫・事務所、赤が店舗を示しています。なお、北側にオレンジの社会福祉施設がありますが、これは特別養護老人ホームになります。ピンク色に着色されている部分は、現状、田畑ですが、今回、土地区画整理事業により戸建ての住宅地開発を行います。これら、住宅や工場等が立地するなど既に市街地が形成されている区域と、土地区画整理事業により計画的な住宅地開発の進められることが確実な区域を一体として、今回市街化区域に編入します。

こちらは市街化区域編入区域の航空写真になります。先ほどの土地利用現況図と同様、ピンク色に着色されている部分が、今回、土地区画整理事業により戸建ての住宅地開発を行うエリアとなります。なお、事業区域は農地となりますが、市としては、江井島地区のような駅周辺等の拠点に都市機能を集約・維持するとともに、生活利便性を向上させ、定住環境を確保するコンパクトなまちづくりを進めるため、都市的土地利用を進めていきます。一方で今回市街化区域に編入する区域の北側に存在する圃場整備された、いわゆる優良農地は、引き続き保全していくとともに、地域の農業のあり方や、農地利用を明らかにする地域計画の策定にも取り組んでおり、その協議の中で農家の意向を確認しながら、圃場整備事業や農地の集約集積を進めていく等、地域の活性化と農業振興の両面においてバランスのとれたまちづくりに取り組んでいきます。

次に市街化区域への編入の主な基準について御説明します。まず1つ目は「都市計画区域マスタープラン」や「市町都市計画マスタープラン」等の上位計画で位置づけられているかとい

う点です。2つ目は編入後の市街化区域の規模が目標年次（今回は令和7年度）における人口等を適切に収用しうるものになっているかという点になります。

これに関しては、人口フレーム方式と言いまして、人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数等の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積を算定する方式を活用して確認します。3つ目は区域の要件として、既に市街地を形成している区域か、または計画的に市街地整備の行われることが確実な区域かという点になります。

次に先ほどの市街化区域編入の主な基準を踏まえた今回の明石市江井島地区の編入の妥当性について御説明します。まず1つ目の要件「上位計画の位置づけ」ですが、令和3年3月に策定しました東播磨地域都市計画区域マスタープランでは、「目指すべき都市構造」として、利便性の高い駅周辺の土地の高度利用等を図り、一定の人口を維持するとともに、その周辺のまとまりのある農地については保全・活用を推進するとしています。また、「市街化区域への編入」として、市街化調整区域内で計画的な整備、開発の見通しのある区域等について、市街化区域への編入を検討するとあり、具体的な地区として明石市江井島地区を特定保留区域として設定しています。特定保留区域についてはこの後解説させていただきます。また、明石市都市計画マスタープランにおいては、人口減少・高齢化が進む中、駅周辺などの都市拠点においては医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、暮らしやすいまちを維持していくため、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることとしています。また、「地域の主要課題」として、山陽電鉄江井ヶ島駅北の利便性向上に合わせた周辺の土地区画整理事業の推進を上げており、「まちづくりの方針」では、山陽電鉄江井ヶ島駅北地区の市街化区域編入の検討を上げています。よって、今回の編入は上位計画において位置づけがなされております。

次に2つ目の「規模の要件」ですが、先ほど御説明しました人口フレーム方式により算定しています。東播都市計画区域の目標年次である令和7年における市街化区域内人口の想定は75万6千人、それに対し、令和2年時点の市街化区域内に収容できる人口（配分する人口）は72万9千人となり、差し引きの2万7千人が保留人口、つまり市街化区域に収容すべき人口となります。今回の編入区域における計画人口は600人であり、保留人口2万7千人以下となるため、規模の要件は妥当です。

次に先ほど御説明しました「特定保留区域」について解説させていただきます。前回の令和2年度の区域区分の定期見直し時において、今後の開発計画の進捗等により、次回の区域区分の見直し（令和7年度）までに市街化区域へ編入することが望ましい区域については、先ほど御説明しました人口フレーム方式により算定した面積の一部を保留し、そのうち位置及び区域

を明示したものを「特定保留区域」として設定します。下の表に、令和2年度の定期見直しにおける特定保留区域の一覧を示しておりますが、今回の明石市江井島地区は特定保留区域として指定されています。この特定保留区域において、計画的な整備、開発が行われることが確実にになった区域については、次回の定期見直し（今回は令和7年度の定期見直し）を待たず、随時市街化区域に編入することができるものです。

3つ目の「区域の要件」について御説明します。「既に市街地を形成している区域」及び「計画的に市街地整備が行われることが確実な区域」の具体的な要件は記載のとおりで、今回の編入要件に該当するものを赤囲みで示しています。先ほど御説明しましたとおり、今回の編入箇所は既に市街地を形成している区域と土地区画整理事業により計画的な市街地整備が行われることが確実な区域からなる一体の区域となるため、区域要件を満足しております。

以上のことから、今回の市街化区域への編入は妥当と考えています。

最後に、本議案に関する説明会等の実施状況について御説明します。昨年6月に説明会を開催しており、説明会では、市街化区域への編入に係る手続きや編入後の都市計画税等について質問がありましたが、意見書の提出はありませんでした。また案の縦覧は昨年12月12日から2週間行いましたが、こちらも意見書の提出はありませんでした。さらに、県案について、明石市に意見聴取をした結果、「異存ない」旨の回答をいただいております。

説明は以上ですが、参考情報として補足いたします。まず、市街化区域編入に合わせて、明石市が決定する用途地域についてですが、現状の土地利用として住宅と工場が混在している実態を踏まえ「準工業地域」に指定する予定です。ただし、「準工業地域」は比較的制限は緩やかであるため、良好な居住環境を形成することを目的とし、地区計画によりさらに用途の制限を定める予定です。次にその地区計画ですが、用途地域と同様、市街化区域編入に合わせて、明石市が決定します。図面のとおり、3つの地区にゾーニングし、黄色で示している「住宅一般地区」では、工場や事務所、ホテル等の用途を制限する等、良好な居住環境の形成を図ります。以上で議案の説明を終わります。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。質問または御意見がありましたらお願いします。なお、発言に際しては、事務局からマイクをお持ちしますので、氏名をおっしゃってから、発言くださいますようお願いいたします。Web参加の委員は、挙手いただき、指名しましたら、御発言ください。質問等がないようですので、お諮りします。第1号議案は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○議長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり可決いたします。

○議長 次に、第2号議案、「阪神間都市計画道路(3.3.240号中筋伊丹線)の変更」についての審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 第2号議案、宝塚市における阪神間都市計画道路、3.3.240号中筋伊丹線の変更について御説明します。宝塚市の位置図です。宝塚市は兵庫県の南東部に位置し、人口約23万人、面積約102km²の市です。東は伊丹市や川西市、猪名川町と、西は西宮市や神戸市と、南は伊丹市や西宮市と、北は猪名川町や三田市と接しています。黄色に着色している区域は阪神間都市計画区域で、宝塚市の全域が阪神間都市計画区域となっています。

今回変更する中筋伊丹線の位置図です。中筋伊丹線はJR福知山線中山寺駅や中国自動車道宝塚インターチェンジなどがある宝塚市の南東部に位置しています。

中筋伊丹線の概要です。中筋伊丹線は、宝塚平井線(国道176号線)から宝塚長尾線に至るまでの延長約730m、車線4車線、代表幅員25mの都市計画道路です。今回都市計画変更する区間は、赤色で着色している、延長730mの全区間が対象です。

次に、変更内容を説明します。画面は、本変更に係る計画図のうち北側を表示しています。変更前の都市計画道路の区域を青色、追加区域を赤色、削除区域を黄色で着色しています。起点部において、市道との接続位置を変更するため、区域を変更します。また、全区間において、自転車専用通行帯の追加等を行うため、幅員を変更します。こちらは、本変更に係る計画図のうち南側を表示しています。先ほど説明したとおり、全区間で幅員を変更します。

続いて、今回の都市計画変更の要点について2点説明します。1点目は『起点部の接続先である市道中筋鳥脇線の整備見込みが無くなったことに伴う交差点接続位置の変更』、2点目は自転車専用通行帯の追加等による『計画幅員の変更』です。

1点目の『起点部の接続先である市道中筋鳥脇線の整備見込みが無くなったことに伴う交差点接続位置の変更』について説明します。画面は、平成6年度に中筋伊丹線を都市計画変更した際の計画図で、起点部の中筋2丁目交差点付近を示しています。なお、市道中筋鳥脇線については、都市計画決定されておりませんので、計画図には明示されておりません。当時、赤色点線で示す中筋鳥脇線が道路法により市道として認定されており、この中筋鳥脇線と接続するように中筋伊丹線の都市計画を変更しています。しかし、令和3年に宝塚市が中筋鳥脇線の整備実現性が低いと判断し、市道認定を廃止したため、中筋伊丹線と市道1047号線を接続するよう、中筋2丁目交差点の位置を変更します。

中筋伊丹線及び市道1047号線の交差点接続位置について検討の経緯を説明します。宝塚

平井線(国道176号)と中筋伊丹線を往来する交通量が多いことから、安全性を確保するため、この2路線の交差角度が直角に近づくよう、中筋伊丹線の線形を決定しています。なお、中筋伊丹線と市道1047号線の線形も直線に近づくよう、市道の線形を検討しています。

次に、計画幅員の変更について説明します。中筋伊丹線は宝塚市自転車ネットワーク計画において、自転車専用通行帯の早期整備を目指す路線として位置付けられています。これに対応し、自転車歩行者道を、歩道と自転車専用通行帯に変更します。また、植樹帯については1mに見直し、計画幅員を24mへ変更します。

次に、説明会等の実施状況について説明します。令和5年9月24日に宝塚市が住民説明会を開催しました。なお、市が実施した説明会における住民意見等を踏まえて、市案が作成されているため、県の説明会は省略しています。本案について、宝塚市に意見照会を行なったところ、「異存なし」との回答を得ています。また、11月14日から11月28日まで2週間、都市計画案を縦覧に供し、縦覧者は4名で、意見書は2名の方から提出がありました。次のスライドから、計画の内容に関する意見と、意見に対する県の考え方を説明します。

まず、1通目の意見書の内容です。1点目、都市計画及び事業実施の時期に関して、「これまでも渋滞していたのに、なぜ今のタイミングで計画が具体化したのか」との御意見です。これに対する県の考え方は、事業実施については、限られた予算において、優先順位の高い箇所から順次整備を進めています。中筋伊丹線は平成30年度より事業化に向けた検討を実施しており、その成果を基に関係機関と協議を行ったところ、中筋伊丹線の線形を変更する必要が生じたことから、現在都市計画変更の手続を進めています。

2点目、「今後の道路需要の根拠が、人口の推移予想と相違している。」との御意見です。宝塚市の人口は減少する見込みですが、将来交通需要は経済状況や車の保有台数等も影響するため人口推計ほどは減少せず、渋滞解消のためには、道路整備は今後も必要と考えています。

3点目、「なぜ4車線への拡幅が渋滞解消への最善策と言えるのか。交差点の改良で渋滞解消ができればコスト的には最善と思われる。」、4点目、「宝塚市の地場産業である植木産業に最も必要である圃場を減少させてまで、今後減少すると予想される車両需要のためにコストをかけ、道路拡幅を行う必要があるのか。」との御意見です。中筋伊丹線は現在2車線で暫定供用していますが、円滑に通行できる交通量を超過していることが、渋滞の原因の一つと考えられることから、4車線への拡幅が必要と考えています。なお、将来交通量を推計した結果でも、4車線への拡幅は必要です。なお、今回の都市計画変更により、圃場への影響区域も、減少する方向です。

5 点目、「大阪市では御堂筋を全面歩行者専用に変更する計画が実施されてきており、その根拠は今後の交通量の減少が予測されていることに起因するとされている。兵庫県宝塚市においても車中心の道路政策の大胆な変更が検討されても良いのではないかと御意見です。大阪市の御堂筋の計画はシンボルロードとしての側面を持ち、周辺に迂回を誘導可能な道路網が整備されています。一方、中筋伊丹線は性質が異なっており、将来の交通需要に応える拡幅や歩道・自転車専用通行帯の整備による安全性の確保は引き続き必要と考えています。

次に、2 通目の意見書の内容です。1 点目、起点の中筋 2 丁目交差点の位置について、「交差点をもっと西側に移動させ、南北動線を直線にしたほうが良いのではないかと御意見です。この意見と合わせて、提案図面の提出がありましたので表示します。画面左側が、意見書で提案のあった図面です。図面には赤い太線が引かれており、この赤線の線形が良い、という意見です。交差点接続位置の検討にあたっては、宝塚平井線(国道 176 号線)と中筋伊丹線の間を往来する交通量が多いことから、宝塚平井線を主道路、中筋伊丹線を従道路、市道 1047 号線をその他の道路と位置付け、安全性に考慮し、宝塚平井線と中筋伊丹線の交差角度を直角に近づけることを最優先としています。中筋伊丹線と市道 1047 号線の線形についても直線に近づくよう、市道 1047 号線の改良を合わせて検討しています。提出の案は、宝塚平井線と中筋伊丹線の交差角度が悪く、安全性の観点から、採用を見送っています。

2 点目、「将来も見据えて現状最も効率的で費用も抑えられる計画に修正すべきである。」との御意見です。まずは、中筋 2 丁目交差点の周辺施設について、次のスライドで図面にて説明します。画面は、中筋 2 丁目交差点周辺の主要な施設を表した図面です。中筋 2 丁目交差点の周辺には、国の重要文化財である八幡神社の本殿、八幡池、ガソリンスタンドの ENEOS、スーパーマーケットの万代中筋店などがあります。交差点の安全性を確保し、国の重要文化財である八幡神社本殿を回避する条件下で、万代の建物やガソリンスタンドの地下タンク等は回避しており、費用は抑えられた計画と考えています。なお、八幡池についても、未整備ですが、都市計画公園の区域であるため、考慮しています。

3 点目、ため池である八幡池について、「面積が減少する分の水源確保の為、掘り下げる等の必要があると考える。」との御意見です。八幡池の水量確保については、事業の実施段階で適切に対応します。

4 点目、中筋 2 丁目交差点の南東角にあるマンションにおいて、「現契約駐車場の代替地が必要、駐車場収入、看板収入がなくなるのに加え、入居者用駐車場がなくなることにより、物件価値の減少が著しい。」との御意見です。平成 7 年と令和 5 年時点の中筋 2 丁目交差点周辺の航

空写真を示しています。青く着色されている区域は中筋伊丹線の現在の区域、赤線は意見書にある駐車場やマンション、看板の位置を示しています。4車線への都市計画変更を行った平成7年時点では、駐車場やマンションは未整備で、都市計画変更後に駐車場の整備やマンションの建設がなされています。今回の変更後の区域を橙色の線で表示します。駐車場の一部や看板には引続き抵触しますが、収入のある物件については、事業実施段階で物件等の補償調査を行い、基準等に沿って、適切に対応します。

説明会で出された意見のうち、意見書の内容と重複しない意見について説明します。「道路を拡幅すると交通量が増えるのは当然であるが、市はそれを良しとしているのか。」との御意見です。中筋伊丹線の拡幅による交通量の増加は、周辺的生活道路を抜け道として利用している通過交通が、中筋伊丹線に移ることに因ると考えています。生活道路の交通量が減少し、道路毎に適切な役割分担がなされることで、地域住民の安心安全に繋がると考えている旨、回答しています。

説明は以上ですが、参考情報として、中筋伊丹線の変更に合わせて行う、宝塚市決定の都市計画変更について補足いたします。まず、都市計画公園の中筋公園について説明します。中筋公園は、中筋2丁目交差点の南西側に計画されている近隣公園で、変更前の計画面積は約2.1haです。現時点では全域が未整備であり、現地はため池として利用されています。中筋伊丹線の変更により、中筋公園の計画区域のうち黄色の着色部分が削除となります。

次に、都市計画道路の中筋山本線について説明します。中筋山本線は、中筋伊丹線と中筋6丁目交差点で交差する路線です。中筋伊丹線の幅員が1m縮小することに伴い、中筋山本線において隅切り部の区域が縮小されます。以上説明しました、公園1件、道路1件については、令和6年2月16日の宝塚市都市計画審議会に諮られ、承認されております。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

○議長 質問または御意見がありましたらお願いします。質問等がないようですので、お諮りします。第2号議案は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり可決いたします。

○議長 次に、第3号議案、「香住都市計画道路(3.6.1号 七日市線)の変更」についての審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 第3号議案、香美町における香住都市計画道路、3.6.1号七日市線の変更について説明します。香美町の位置図です。香美町は兵庫県の北部に位置し、人口約16,000人、面

積約 3 6 8 k m²の町です。北は日本海に面しており、東に豊岡市、西に新温泉町が接しています。香美町の黄色で着色した部分が香住都市計画区域になります。続いて、今回変更する七日市線の位置図です。七日市線は香美町役場や JR 山陰本線香住駅などが存在する香美町の北部に位置しています。

七日市線の概要です。七日市線は、都市計画道路香住港湾線から矢田川に至るまでの延長約 5 2 0 m、車線数 2 車線、代表幅員 1 1 m の都市計画道路です。今回都市計画変更する区間は、赤色で示している 2 6 0 m の区間になります。

変更前の都市計画道路区域を青色、追加区域を赤色、削除区域を黄色で着色しています。終点部において、矢田橋の老朽化による架け替えに伴い、橋梁との接続位置を新橋に合わせます。また、より安全で快適な走行を確保するため、曲線部の線形を見直します。

続いて、今回の都市計画変更の要点について説明します。1 点目は『終点部の接続先である矢田橋の架け替えに伴う接続位置の変更』と、2 点目は『曲線部の線形改善』です。

1 点目の「終点部の接続先である矢田橋の架け替えに伴う接続位置の変更」についてです。現在の矢田橋は、昭和 2 8 年に架設し、7 0 年が経過しています。そのため、老朽化が著しく、点検・診断結果は『早期に措置を講ずべき状態』であると、早急な対策が求められたことから、現橋梁を利用しつつ、新橋を架設しました。この度、架け替え工事が完了し、令和 6 年 3 月 1 6 日に供用を開始しましたので、それに伴い、終点部を新橋に接続するよう変更します。

2 点目の「曲線部の線形改善」についてです。終点部の変更に合わせ、曲線区間をより安全で快適に走行できるよう、曲線半径を望ましい値(R=100m)に見直します。なお、幅員構成は、車道 3.0m×2 車線、歩道 2.5m、路肩(歩道有り)1.0m、路肩(歩道無し) 1.5m です。

次に、説明会等の実施状況について説明します。令和 5 年 7 月 2 4 日に香美町が住民説明会を開催しました。町の説明会において、計画の内容に関する意見はありませんでした。なお、町が実施した説明会における住民意見等を踏まえて町案が作成されているため、県の説明会は省略しています。また、1 0 月 2 4 日から 1 1 月 7 日まで 2 週間、都市計画案を縦覧に供しました。意見書の提出はなく、本案について、香美町に意見照会を行なったところ、「異存なし」との回答を得ています。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

○議長 質問または御意見がありましたらお願いします。質問等がないようですので、お諮りします。第 3 号議案は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○議長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり可決いたします。

○議長 次に、第4号議案、姫路市飾磨区中島の「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の審議に入ります。同議案は、建築基準法第51条ただし書きによる付議です。それでは、姫路市から説明をお願いします。

○姫路市 第4号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について説明いたします。まず、今回の審議のポイントとなる部分ですが建築基準法第51条の規定により、産業廃棄物などの処理施設を建築する場合は、原則として都市計画でその敷地の位置を決定する必要がありますが、同条ただし書きにより、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、都市計画決定を要しないこととなっております。今回計画施設は、民間施設であり恒久性がなく、都市計画決定するには馴染まないものであるため、建築基準法第51条ただし書き許可が妥当と判断しております。今回、「建築基準法第51条ただし書き許可」をするにあたり「都市計画上の支障の有無」は、「都市計画の観点から敷地の位置が適正であるか」について審議をお願いするものです。

姫路市の位置図でございます。本市は兵庫県の南西部に位置しております。

次に、事業概要について説明いたします。所在地は、姫路市飾磨区中島字宝来 3059 番 19 外二筆で、敷地面積は約 9,400 m²でございます。地域地区は工業専用地域となっております。事業者は、株式会社アール・ビー・エヌ代表取締役社長 吉田啓二氏でございます。事業目的は、家電リサイクル法に基づき回収された廃家電の適正処理と有用金属などの再利用促進を目的として、使用済み家電製品のリサイクルプラントを設置するものです。今回の計画は、平成12年に建築基準法第51条ただし書き許可を受け設置された、産業廃棄物処理施設の老朽化に伴い、機器の更新を隣接の既存工場敷地において行うものです。許可対象施設は、産業廃棄物処理施設の「廃プラスチック類の破碎施設」で、一日あたりの最大処理能力の合計が174.24トンとなることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第7条第七号」に定める「廃プラスチック類の破碎施設であって、一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの」に該当し、「建築基準法施行令第130条の2の3第三号チ」の制限の緩和規定である一日当たりの処理能力が「廃プラスチック類の破碎施設6トン」を超えることから第51条の許可対象となります。破碎施設はその他にも「金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の処理品目がございますが、こちらについては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第7条第一号から第十三号のニ」に規定する処理施設としないことから建築基準法第51条の許可対象外となります。また、本施設は同一の処理ラインを使用して一般廃棄物処理を兼ねて

行う計画ですが、一般廃棄物処理施設については、姫路市都市計画審議会に付議しており原案どおり承認を得ております。施設の稼働時間は8時から26時までの18時間稼働となります。

こちらは、姫路市都市計画総括図の南部を抜粋したものでございます。申請地は、赤丸印の位置となります。申請地は、赤丸印で示しております位置で、敷地西側は姫路港に面する立地となります。用途地域は工業専用地域であることから、工業の利便を増進する地域であり、住宅、共同住宅等の施設の建築は禁止されている地域となります。姫路市南部の航空写真でございます。周辺は、埋立てにより造成され、工業用地として利用されています。敷地から最も近接している住居は、姫路港を挟んで北へ約1km離れた黄色丸印の位置となります。

こちらは周辺建築物の用途別現況図でございます。赤塗部分が申請地です。周辺には、工場、廃棄物処理場が立ち並んでおります。こちらは姫路市都市計画マスタープランでございます。地域づくりの方針の土地利用は工業地であり「生活環境影響調査において支障がないと認められる廃棄物処理施設等については、その土地利用を図る」と位置付けられております。こちらは、現状の廃棄物処理施設の概要となります。薄い青色で塗りつぶしております部分が平成12年に第51条の許可を受けた敷地です。敷地東側の青色斜線部分が、この度機器の移設更新を行う第一工場で、使用済み家電製品のリサイクルプラントとなっております。敷地西側の青色格子部分は、産業廃棄物の破碎施設及び焼却施設となっております。また、南側の市道を挟んだ向かい側には、薄い黄色で塗りつぶしております第2、第3工場のそれぞれの敷地がございます。現在、第3工場の黄色斜線部にて産業廃棄物の処理施設が稼働しておりますが、処理能力が一日当たり5トン未満であることから第51条の許可の対象外となっております。

次に今回計画の概要となります。薄い赤色で塗りつぶしております部分が申請地です。赤色斜線部分が第51条の許可対象施設を設置する建築物となります。申請敷地西側に新築される第4工場では、産業廃棄物処理施設として廃プラスチック類の破碎施設が第51条の許可対象となります。敷地南側の第2工場では一部増築を行い、旧第3工場で稼働しておりました産業廃棄物処理施設の廃プラスチック類の破碎施設を移設し更新します。なお、第1工場につきましては、この度の計画に伴い青色斜線部分の廃棄物処理施設は廃止し、処理前物の保管場所として利用しますが、青色格子部分の産業廃棄物の破碎施設及び焼却施設は引き続き稼働します。

こちらは配置図でございます。赤線が申請地の敷地境界となります。前面道路は、北側に幅員約6.5mから8m、西側は幅員約10mとなっております。黄色の矢印は搬入路を示しており、青色の矢印は搬出路となります。今回、第51条の許可の対象となる建築物は緑色で表示しております第4工場と第2工場の二棟となります。搬入された廃棄物は一旦第一工場及び敷

地内の処理前物置場に保管され、各品目により第2工場から第4工場に分けられ建屋内で処理を行います。こちらは第4工場の平面計画図でございます。方角は図の右手が北方向を示しております。こちらの図で施設内の処理の流れを御説明いたします。黄色矢印が処理前物の流れです。緑色矢印は処理中の廃棄物の流れを示しており、青色矢印が処理後物の流れとなります。

第51条の許可対象設備である破砕機は、赤色で示しております。黄色矢印より搬入された廃棄物は「破砕機①」により処理され、その後各種選別機により種類ごとに分けて処理後物置場に保管されます。処理後物は、有価物や最終処分されるものに分けて搬出されます。こちらは第2、新第3工場の平面計画図でございます。先程と同様に図の右手が北方向を示しており、上半分が第二工場、下半分が新第三工場となります。矢印の種別と51条許可対象設備は先ほど同様となります。黄色矢印より搬入された廃棄物は手解体され、分別されたプラスチックについては「破砕機②」に送られ処理されます。その他についても分離機などにより分別され種類ごとに分けて第四工場の処理後物置場へ送られ搬出されます。こちらは廃棄物の搬入出経路図でございます。赤丸印が敷地の位置、黄色線が搬入出経路となり、搬入出は車両による陸送を行います。受け入れる廃棄物として、産業廃棄物は各事業者の倉庫などに保管された廃家電を、コンテナ詰めされたものとなります。市外から搬入される廃棄物の経路は、主に国道2号線姫路バイパス中地出入口より市道を南下します。国道250号線を超えてからは臨港道路、県道、市道を使用し敷地へ搬入します。次に、周辺環境への影響についてですが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関連する、本市条例手続きのなかで、生活環境影響調査が行われておりますので結果を御説明いたします。こちらは、運搬車両の影響についての調査結果です。この度の計画は既存施設の更新であり、廃棄物取扱量は変わらず、廃棄物運搬車両の搬入出台数に変更はありませんが、運搬車両の走行に伴う影響としまして、振動、騒音、大気質の影響を上段図のオレンジ色部分で調査をしており、すべての予測値において規制基準以下となるため、施設稼働に伴う車両の影響については、現況環境を著しく悪化させるおそれはないものと判断しております。こちらは、施設稼働に伴う影響として騒音、振動の調査結果です。調査位置は敷地境界付近としており、上段図のオレンジ色丸印の部分となります。当該地は工業専用地域のため騒音、振動のいずれも規制基準値はございませんが、工業地域の規制基準値を目標として評価しており、すべて規制基準値以下の予測となっております。

次に、生活環境影響調査と併せて条例手続きの中で実施しました「説明会」について御説明いたします。条例手続きでは、説明会に先立ち広告期間を設けており、近隣事業者及び地元の中島自治会住民に対し周知を行いました。令和5年3月31日に開催しました説明会では、自

治会役員を含む住民18名が参加され、事業計画について説明を行った結果、反対意見はございませんでした。説明会開催後21日間の意見書提出期間を設けておりますが、意見書の提出が無かったため合意形成が図られたと判断しております。

最後に、本施設の敷地の位置につきましては、本市都市計画マスタープランにおける土地利用方針に整合しており、工業専用地域内であること。また、生活環境影響調査を実施し周辺及び生活環境への影響は少ないと評価され、本市の条例手続きにより合意形成が図られていることから、都市計画上支障がないものと判断しております。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

○議長 質問または御意見がありましたらお願いします。質問等がないようですので、お諮りします。第4号議案は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○議長 異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり可決いたします。

○議長 以上で本日予定していた議事は終了しました。これをもちまして令和5年度第2回兵庫県都市計画審議会を閉会いたします。皆様には、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

閉 会 午後14時56分